

**平成23年度 4月補正（専決）予算
参 考 資 料**

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費
4項 災害救助費
1目 救助費

福祉保健課（内線：7142）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (寄附金)	一般財源	
(新) 東日本大震災 避難被災者生活支援 金	0	20,000	20,000			10,000	10,000	

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成23年東日本大震災で被災した方々が、被災地から避難して本県に居住された場合に、当面の生活費を民間の寄附と県費をあわせた形で「東日本大震災避難被災者生活支援金」として支給することで、その方の生活再建を支援する。

2 主な事業内容

(1) 対象者

次の①または②に該当する世帯(者)で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等(公営住宅、民間賃貸借住宅等)または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯(者)。

- ①東日本大震災により従来住んでいた住宅が全壊又は半壊等の被害を受けたために居住出来なくなった世帯(者)
- ②福島第一、第二原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった地域に居住していた世帯(者)

※県内の学校等の避難所で、一時避難している世帯(者)は、その避難所等での滞在期間中は支給対象とならず、その後、賃貸借住宅等または親類宅等へ入居した時点で支給対象となる。

(2) 支給額・方法

<支給額>

住居 対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等
世帯	30万円	20万円
単身者	15万円	10万円

<支給方法>

現金給付・口座振込のどちらか希望される方法により支給

3 申請・相談の受付

<申請・相談窓口>

東部、中部、西部の各総合事務所県民局(平日午前8時30分～午後5時15分)

<相談受付>

八頭、日野の各総合事務所県民局、福祉保健課(平日午前8時30分～午後5時15分)

鳥取県被災者受入支援総合相談窓口(移住定住促進課)

(土日祝祭日の午前8時30分～午後5時15分も対応)